

## 建物・窓ガラス清掃業務仕様書

この仕様書は、作業の概要を示すものであって、本書に記載のない事項であっても、美観上必要と認めた作業は協議の上、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

### 清掃基準

- ア. 作業に当っては、予め発注者と協議を行うこと。また、常に火災・盗難・その他事故の発生することのないよう十分注意すること。
- イ. 作業が終了したときは、発注者の検査を受け、作業に不十分な点があると認められるときは、発注者の指示に従い作業をやり直すこと。
- ウ. 作業中に建物・備品等を破損したときは、ただちに発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- エ. 清掃器具及び材料は、作業内容及び建築材料に最も適したものを使用すること。
- オ. 作業の実施に当たり、移動した椅子その他の物品は元の位置に戻しておくこと。
- カ. 各部屋等の鍵を使用するときは発注者の承認を得て使用し、使用後は速やかに返還すること。
- キ. 委託業務に必要な電気・水道料は、発注者の負担とすること。
- ク. 委託業務に必要な機器及び材料は、受注者の負担とすること。

### 清掃方法

#### ① 床清掃

- ア. フローリングは、剥離洗浄し水拭きの上専用ワックスを塗布すること。
- イ. ビニール床は、適正洗剤で洗浄し、水拭きの上樹脂ワックスを塗布すること。
- ウ. 磁器タイルは、適正洗剤で洗浄し、水拭き仕上げとすること。

#### ② 特殊洗浄清掃

- ア. 専用洗剤で洗浄し、水拭き仕上げとすること。

#### ③ ガラス清掃

- ア. 高所作業につき、梯子及び脚立等を使用し、安全対策を施すとともに、埋め込み部分についてはブランコ式ゴンドラを使用すること。
- イ. ガラス面は、専用洗剤で洗浄後、スクイジーで汚水を取り除き乾布で仕上げ拭きをすること。
- ウ. 汚水の付着した棧等は水拭きをすること。

#### ④ 便器等の清掃

- ア. 大・小便器は、尿石類の付着汚れを専用洗剤で除去し、水拭き仕上げとすること。
- イ. 洗面は、適正洗剤で洗浄後水拭きし、空拭き仕上げとすること。

#### ⑤ 厨房消毒

- ア. 衛生害虫防除施工（乳剤散布）

⑥ 空調機フィルター

ア. 吹出・吸込口カバーの塵・ほこりを払い、フィルターは清水で洗淨すること。

⑦ 換気扇清掃

ア. 分解可能な部分を取り外し、適正洗剤で清掃すること。

イ. 試運転をし、運転状態の確認をすること。

⑧ グリストラップ清掃

ア. 食堂厨房の汚泥処理及び清掃を行うこと。

⑨ ダクト点検及び清掃

ア. 3F 食堂厨房の換気用ダクト内部のほこり等を取り除き、清掃及び異常がないか点検を行う。また、換気用ダクトのモーターの運転状態の確認及び点検を行うこと。

⑩ マット清掃

ア. マットは塵、ほこりを払い、適正洗剤で洗淨後、乾燥させること。

## 警備業務仕様書

## 1 業務内容

松田山ハーブ館における利用時間以外の警備を行い、事故等の予防・防止及び施設物件の保全を図るものとする。

## 2 警備方法

機械警備方式とする。

## 3 警備時間

開業日は機械警備セット時からリセット時までとする。ただし、休業日については、終日とする。

## 4 警備任務及び緊急時における措置

- (1) 施設各個所に異常を感知したときは、即刻当該個所に急行し、異常事態の確認を行い、必要に応じて関係各署及び町へ通報すること。
- (2) 非常通報が誤報であった場合は、非常警報の解除等の復旧作業を行うこと。

## 5 保守点検

- (1) 監視装置が毎日正常に作動しているか確認すること。
- (2) 万一故障にになった場合は、直ちに必要な措置を講ずること。

# 昇降機保守点検業務委託

## 【ロープ式メンテナンス仕様書（FM契約）】

昇降機の正常な運転状態を保つ為、計画的に技術員または監督技術者を派遣し、以下の事項を行います。

### 記

#### 1. (保守の目的)

エレベーターの運転機能を常に安全且つ良好に維持する為、計画的に技術員を派遣します。適切な点検と整備を行い、必要と判断した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替を行います。

#### 2. (故障対応)

24 時間体制をとり、異常や不具合発生時には、迅速な出動、対策を行います。閉じ込め等異常時には、エレベーターかご内と弊社監視センターとの間で直接通話する事ができます。

#### 3. (検査立会い)

建築基準法に基づく定期検査に立会います。

#### 4. (除外事項)

次の事項は、本仕様書の修理及び取替作業には含まれません。

- ① 意匠部分（三方枠、乗りかご、かご床タイル、敷居、操作盤、ドア、その他）の塗装、メッキ直し、修理及び部品取替
- ② 巻上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替
- ③ 修理、取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- ④ 昇降路周壁並びに建屋部分の改修
- ⑤ 諸法規の改正又は官公庁の命令及び指導により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- ⑥ 不注意、不適當な使用・管理により発生する修理又は取替
- ⑦ 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

#### 5. (修理又は取替の条件)

諸法規の改訂又は官公庁の命令もしくは指導による検査、装置、機器、部品の改造、新型への取替、新規取付は含まれません。

6. (撤去品及び残材の処置)  
この仕様に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引き取り、当社の負担に於いて速やかに搬出致します。
7. (作業時間)  
故障対策を除き、点検、整備は当社の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行います。作業に必要な時間は運転休止をお願いします。
8. (管理責任)  
エレベーターの占有もしくは管理に基づく責任は一切お引き受け致しません。
9. (法律に基づく検査の費用)  
建築基準法によるエレベーター検査の受検費用は本契約に含まれますが、ただし、労働安全衛生法によるエレベーター検査が必要な場合は、受検費用の準備並びに立会いの費用を申し受けます。
10. (エレベーター関連設備のメンテナンス)  
BGM装置、かご上のルームクーラー、煙感知器、ループコイル、消火設備、防火センター内設置の監視盤、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）は含みません。

## 遠隔監視サービス仕様書

エレベーターの正常かつ良好な運転状態にあることを監視する為、下記事項を行います。

### 記

1. (監視項目及び直接通話機能)
  - ①監視サービスの対象は、エレベーターの運行中における次の監視項目とします。
    - ・閉じ込め故障（インターホン通話）
    - ・起動不能故障
    - ・戸開閉不良
    - ・安全回路動作
    - ・電源系統異常（200V・100V）

## ②直接通話機能

エレベーターのかん詰故障の場合、緊急センターがかご内乗客からのインターホン呼び出しに応答します。

## 2. (監視体制)

### 監視装置

- ①監視は乙の設置した監視装置によって行います。
- ②エレベーターが運行中に発生した監視項目の異常は、監視装置によって緊急センターへ自動通報します。
- ③電話加入権は乙の所有とし、遠隔装置は乙にて設置します。

### 緊急センター

- ①エレベーターで発生する監視項目の異常を 24 時間監視します。
- ②異常通報を受信した時点で技術員を派遣します。

### 専門技術員

技術員は異常時に備え、24 時間待機します。

## 3. (異常通報受信時の対応)

- ①異常通報受信時、専門技術員を派遣すると共に適切な処置を行います。
- ②必要に応じ、予め甲の定めた緊急連絡者へ異常内容を連絡します。
- ③出動の都度、報告書を提出します。

## 4. (監視装置の点検)

- ①乙は技術員を派遣し、監視装置の点検をします。
- ②点検の都度、報告書を提出します。

## メンテナンス工事範囲(ロープ式エレベーター)

	項目番号	取替又は修理項目
電動機 電動発電機	1	発電機及び励磁機側ベアリング
	2	発電機及び励磁機側整流子消生及び刷子
	3	分解手入・絶縁ワニス処理
	4	電動機・発電機・励磁機巻線
	5	ロートロール電機子界磁巻線
	6	ロートロールベアリング
巻上機	7	ウォームギヤー
	8	ウォーム
	9	スラストベアリング
	10	グランド部オイルシール
	11	シーヴセンターベアリング
	12	主シーヴ
	13	シーヴセンターベアリング
	14	グランドメタル
	15	ソラセ車用ベアリング
	16	電磁ブレーキライニング
	17	電磁ブレーキプランジャー
	18	電磁ブレーキロッド
	19	電磁ブレーキプランジャースリーブ
	20	電磁ブレーキコイル
	21	電磁ブレーキコンタクト
	22	巻上電動機巻線関係
	23	整流子削正刷子
	24	ギヤーオイル及び電動機軸受
	25	巻上機分解
	26	巻上機分解歯当たり調整
	27	電動機スリップリング
	28	電動機用配線
	29	各部ピン及びブッシュ類
調速機及び張り車 負担平衡装置	30	シャフト
	31	同上メタル(又はベアリング)
	32	シーヴ及びフライウエイト
	33	電機接点
	34	秤バネ・チェーン・滑動コロ・各部ピン・ブッシュ類

	35	秤電気関係一式
位置知らせ操作器 及び信号操作器	36	遊動ロッド
	37	遊動棒・ネジ棒
	38	歯車
	39	可動接点
	40	固定接点
	41	駆動チェーン

	項目番号	取替又は修理項目
受動盤 制御盤 起動盤 信号リレー盤	42	リレーコンタクト(コイル含む)
	43	可動及び固定接点・リード線
	44	セレクター用電動機
	45	セレクター案内棒・ネジ棒・移動ナット
	46	セレン整流器
	47	E W抵抗器・V 型抵抗管
	48	コンデンサー
	49	O.C.R
	50	各部配線
昇降路関係	51	主ロープ
	52	調速機ロープ
	53	釣合ロープ
	54	行き過ぎ制限スイッチ及び終点スイッチコロ及び接点
	55	釣合車用ベアリング
	56	カウンター吊車
	57	カウンター吊車ベアリング
	58	カウンターウェイト滑り子
	59	主レール及びオモリレール
	60	スチールテープ
	61	コットンロープ
	62	油式バッファ油
	63	綱つかみ
	64	綱つかみ用ベアリング
	65	塔内配線配管
乗場戸閉仕掛	66	戸レール
	67	戸吊手及び腕
	68	戸脚・戸当りゴム
	69	乗場戸引手



	70	錠スイッチ
	71	可連動ロープ及び関係品
	72	各部ピン及びブッシュ類
	73	配線
乗場位置知らせ	74	ランプソケット
	75	ランプ
	76	配線
乗場押釦	77	押釦スイッチ部
	78	押釦ランプ
戸閉機械	79	戸閉機械(減速機構)
	80	同上電動機
	81	各部ベアリング及びメタルブッシュ類
	82	オイルシール
	83	ギヤオイル
	84	スイッチ接点抵抗管
	85	カップリング

	項目番号	取替又は修理項目
引外し装置	86	コイル
	87	接点
	88	可動カム腕及びバネ
	89	各部ピン及びブッシュ類
籠戸閉仕掛	90	戸閉レバー及び可動ベーン
	91	配線
	92	戸閉スイッチ及びストランカー
	93	扉安全スイッチ
	94	戸レール
	95	戸吊手・脚・戸当ゴム
籠上及び下各機器	96	滑り子
	97	滑り金
	98	油差し芯
	99	着床リレー
	100	非常止め分解手入れ(ロープ替含む)
	101	制御ケーブル
籠関係	102	籠内操作盤押釦及びコイル・スイッチ・ソケット類
	103	籠秤装置
	104	電話器

	105	蛍光灯
	106	デフューザ扇
その他	107	その他上記に記載されていないエレベーター運行機能に関する修理工事

## 受水槽清掃業務仕様書

## 1 内容

(1) 清掃業務内容 次の受水槽の清掃を年1回行う。

水 槽	材 質	容 積 ( $\text{m}^3$ )	備 考
屋内設置 (ハーブ館内)	FRP	3.0	ハーブ館・ガーデン

(2) 水槽の清掃が完了したときは、報告書を提出する。

資料 5

汚水槽清掃点検業務仕様書

	施設名	容量	処理方法	排水規制値	清掃回数	点検回数
No. 1	ハーブ館	2.8 t	ポンプ 2 台使用	BOD30ppm/以下	5 回/年	
No. 2	ハーブ館	3 t	ポンプ 2 台使用	BOD30ppm/以下	5 回/年	

## 消防設備点検業務仕様書

- 1 設備の所在地及び名称  
所在地 松田町松田惣領 2 9 5 1 - 1  
名称 西平畑公園（ハーブ館）
- 2 対象設備の種別名
  - ① 消火器
  - ② 誘導灯設備
  - ③ 避難器具設備
  - ④ 自動火災報知設備
  - ⑤ 自動閉鎖設備
- 3 対象設備の主要機器名及び数量  
別表主要機器点検内訳書のとおり
- 4 点検実施期日
  - ① 機器点検 年間 1 回
  - ② 総合点検 年間 1 回
- 5 設備の機能保全の為、次の要領により点検を実施する。
  - ① 乙は第 5 条の定める通り定期的に、専門技術者を派遣して設備の正常維持にあたる。
  - ② 乙は設備の各機器、配管、配線、その他附属機材等の点検及び試験を次の通り行う。
    - (イ) 機器点検  
設備の適正な配置、汚損等の有無、その他主として外観的判別が可能な事項について点検する。  
設備の機能が簡易な捜査により機械的に正常であるか、又は、電氣的に正常な作動をするか等、各種試験及び点検を行う。
    - (ロ) 総合点検  
設備の総合的な有効使用の状況を調査確認する。又、主要機器の機能測定等、総合的な見地により試験、測定、作動、点検を行う。
  - ③ 点検完了後、毎回その結果を記録し、点検結果報告を提出する。  
点検作業に立会い監督する、点検作業を完了した時、提出する点検結果報告書又は証明書等に承認の捺印をする。
  - ④ 点検作業は、原則として通常勤務日の就業時間内に行う。
- 6 常に設備が正常な状態に有することを監視し、不慮の事態の発生及び事故、故障の発見をした時は遅滞なく通知し、速やかに適宜な指示及び処置をとるものとする。
- 7 設備の全部又は一部の変更、撤去、修理及び機能に影響をおよぼすと思われる工事を行う時は事前に通知し、設備の保全につとめる。
- 8 点検の結果、設備の故障、その他の事故を発見した時には、協議のうえ最善の処置をとる。

# 仕 様 書

設 備 名	数 量	単 位
消 火 器		
粉末消火器	6	本
誘導灯設備		
避難口誘導灯	7	台
通路誘導灯	1	台
階段通路誘導灯	9	台
電源装置	1	式
避難器具設備		
緩降機	2	台
自動火災報知設備		
受信機：P型2級5／5回線	1	台
総合盤：P型2級	5	面
差動式スポット型感知器	5	個
低温式スポット型感知器1種70° C防水型	1	
光電式スポット型感知器	17	個
自動閉鎖設備		
煙感知器	1	個
防火シャッター	1	台
電源装置	1	式

## 特殊建築物基本調査業務仕様書

## I 業務概要

## 1. 施設の所在地及び名称

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| ①所在地    | 松田町松田惣領2951-1     |
| ②名称     | 松田山ハーブガーデン（ハーブ館）  |
| ③建築面積   | 131m <sup>2</sup> |
| ④延床面積   | 468m <sup>2</sup> |
| ⑤建築物の構造 | 鉄骨造               |
| ⑥建築物の階数 | 5階                |
| ⑦竣工年    | 平成9年6月            |

## II 業務仕様

建築基準法第12条に基づく定期報告の調査業務

## 1. 調査業務の内容及び範囲

## ①業務の範囲及び内容

- ・ 建築物定期検査業務
  - ・ 建築定期調査報告書、調査結果表作成業務
  - ・ 建築設備定期検査業務
  - ・ 建築設備定期検査報告書、調査結果表作成業務
- ※昇降機定期検査及び報告は除く。

## ②調査・検査資格者

一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第4条の20第1項に定める資格を有する者（国土交通大臣が資格を認めた者）

## ③その他、注意事項

調査は、関係法令、平成20年国土交通省告示第282号（改正：平成20年国土交通省告示第414号、平成26年国土交通省告示第1073号、平成27年国土交通省告示第258号）等により実施すること。

検査に必要な機器類等は受託者において準備するものとする。

## ④適用基準等

- ・ 特殊建築物等定期調査業務基準 最新版（日本建築防災協会）
- ・ 建築設備定期検査業務基準書 最新版

（日本建築設備・昇降機センター）

## 2. 成果物、提出部数

・下記成果物をファイル製本したものを提出のこと。

成果物		部数	摘要	
特殊建築物定期報告調査業務	建築	・ 定期調査報告概要書	1	指定様式による
	・ 建築	・ 建築定期調査報告書	1	指定様式による
	・ 建築	・ 調査結果表（カラー写真を含む）	1	指定様式による
	・ 設備	・ 建築設備定期検査報告書	1	指定様式による
	・ 設備	・ 調査結果表（カラー写真を含む）	1	指定様式による
	・ 検査	・ その他、報告に必要な書類一式	1	指定様式による

## 3. その他

この仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または記載されていない事項については、協議のうえ決定する。

法令等の改正された場合は、これに適合した調査・検査を実施すること。



一般廃棄物収集運搬業務 仕様書

- 1 件 名 一般廃棄物収集運搬業務
- 2 委託場所 松田町松田惣領 2951 番地 松田山ハーブガーデン
- 3 業務内容 可燃物収集 週 2 回 (火・金)  
カン・ビン・不燃物・ペットボトル収集 月各 1 回
- 5 収集廃棄物 可燃物・カン・ビン・不燃物・古紙  
1t 当たりの単価 (処分手数料・消費税を含む) を明記

## 食堂・売店・外売店運営業務仕様書

## 1 履行場所

松田山ハーブ館の売店・食堂・外売店

## 2 業務委託内容

## (1) 売店業務

## ① 売店商品の仕入れ

売店商品の仕入れ代は、ハーブ館事業収入をもって充てる。

また、受注者はハーブ関連の新商品等の利用者のニーズに合わせた商品の発見に努めなければならない。

## ② 商品の売り上げ報告

「受注者」は仕入れ月計表を作成し、発注者に報告しなければならない。

月別「入園者・売り上げ集計表」等を作成し、発注者に報告しなければならない。

## ③ 売店事業収入は、ハーブ館維持管理経費等に充てるものとする。

## (2) 食堂業務

## ① 賄材料の購入等

食堂の賄材料の仕入れ代は、ハーブ館事業収入をもって充てる。

また、受注者は利用者ニーズに合わせた新メニューの創出とサービスに努めなければならない。

## ② 食堂の売り上げ報告

受注者は仕入れ月計表及び棚卸し表を作成し、発注者に報告しなければならない。

月別「入園者・売り上げ集計表」等を作成し、発注者に報告しなければならない。

食堂事業収入は、ハーブ館維持管理経費等に充てるものとする。

## (3) 外売店業務

## ① 商品や軽食の仕入れ

商品や軽食の仕入れ代は、ハーブ館事業収入をもって充てる。

また、受注者はシーズン等を考慮し、利用者ニーズに合わせたサービス提供に努めなければならない。

## ② 外売店の売り上げ報告

受注者は仕入れ月計表及び棚卸し表を作成し、発注者に報告しなければならない。

月別「入園者・売り上げ集計表」等を作成し、発注者に報告しなければならない。

外売店事業収入は、ハーブ館維持管理経費等に充てるものとする。

## (4) その他

## ① 従事者の被服等は受注者が調達するものとする。

## ② 施設の解錠及び施錠並びに日常清掃・整理整頓

## ③ その他指示された業務

工房運営業務仕様書

1 履行場所

松田山ハーブ館 2階工房

2 業務委託時間

- ① 通常業務 午前9時から午後4時までの範囲で指定管理者が定める。
- ② イベント期間中

3 業務委託内容

(1) 工房業務

- ① 工房の毎月の教室での陶芸・アロマ・教室の開催（別紙）  
また、受注者は毎月の開催教室の計画及び結果について、発注者に報告しなければならない。
- ② 工房開催の人的費、材料費、賠償責任保険等の諸経費は、指定管理者体験教室事業収入をもって充てるものとする。
- ③ 指定管理者が体験教室事業収入の範囲内で購入した物品等は、指定管理者の所有に属するものとする。

(2) その他

- ① 従事者の被服等は受注者が調達するものとする。
- ② 施設の解錠及び施錠並びに日常清掃・整理整頓
- ③ その他指示された業務

4 目的外使用の禁止

受注者は、業務に基づく施設を目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得たときはこの限りでない。

## ハーブガーデン維持管理業務仕様書

## 1. 履行場所

松田山ハーブガーデン

## 2. 業務委託内容

- ・ 1年間の工程表を作成し、町に報告するものとする。
- ・ 既存に植栽されているハーブ（別添「ハーブ園植栽状況」を参照）について、維持管理（手入れ、剪定等）をするものとする。
- ・ 年間を通じて花が鑑賞できるガーデン管理をするものとする。
- ・ 必要に応じて補植が必要となった箇所へのハーブ苗の植栽をするものとする。
- ・ ガーデン内は常に清掃等がされており、園内の除草や整備をするものとする。
- ・ 園内の整備・修繕（土留め等）については、計画的に行うものとする。
- ・ 作業小屋、温室については無償貸与とするものとする。
- ・ 除草した残物は、ガーデン内での堆肥化または一般廃棄物収集運搬業務に基づき適切に処分するものとする。
- ・ 散水は園内の上水道を利用（水道費は指定管理者負担）し、大規模な園内修繕は町と協議するものとする。園内は基本的に農薬の使用を禁止する。（木酢液はある程度使用可）

## 3. その他

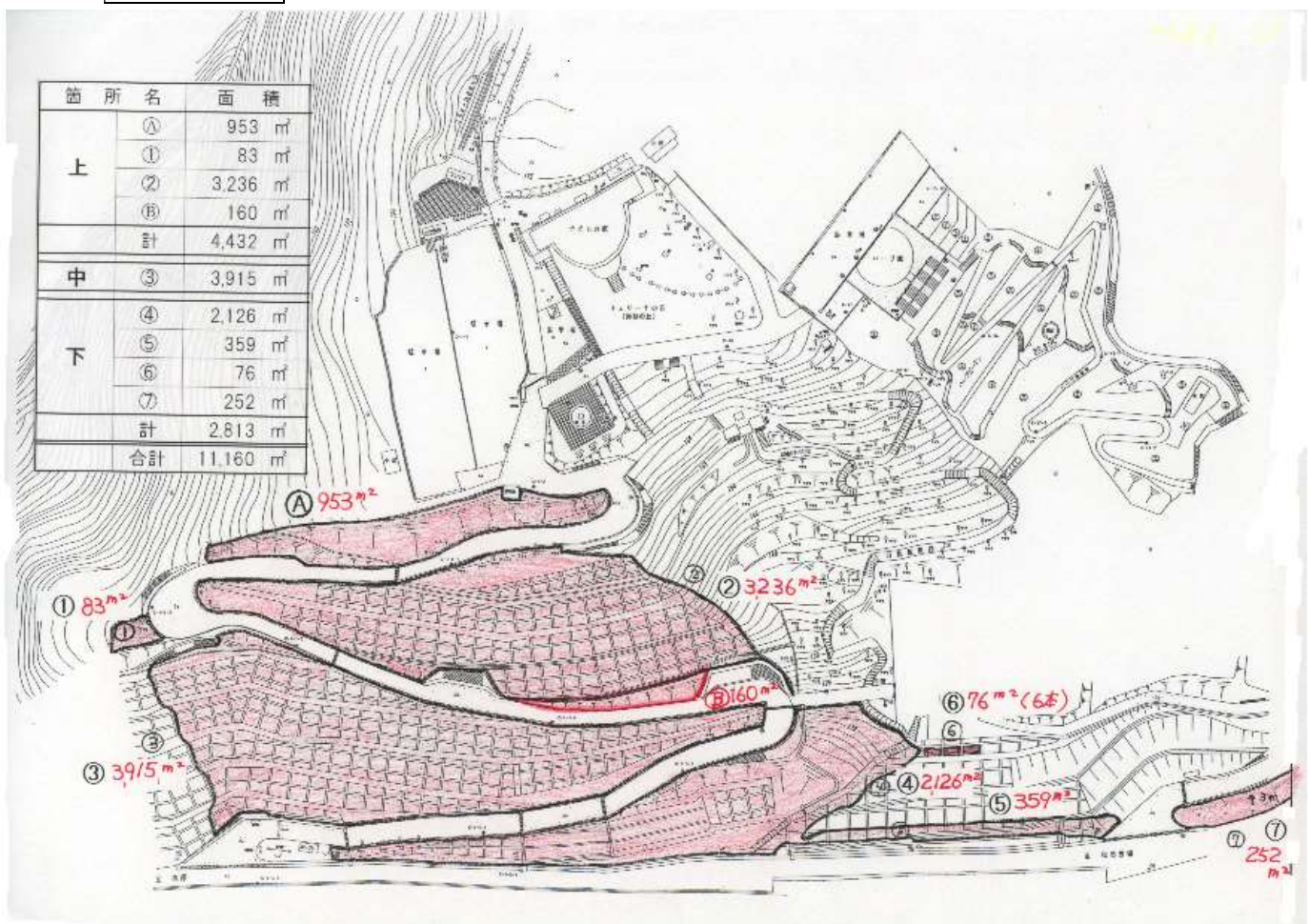
- ① 従事者の被服等は、受託者が調達するものとする。
- ② 施設の解錠及び施錠並びに日常の整理・整頓
- ③ その他指示された業務

※本仕様書に記載のない事項は、別途協議のうえ定めるものとする。

## 法面等草刈業務

- 1 場所 西平畑公園内
- 2 内容
- ① 法面草刈り
    - 箇所 下図のとおり
    - 面積 11,160 m<sup>2</sup>
    - 草刈の手法 機械刈り（急斜度部分は手刈り）
  - ② ①以外の箇所の草刈り
    - 草刈の手法 機械刈り

## 法面草刈箇所



## 西平畑公園駐車場管理業務仕様書

## 1 料金徴収システム対象機器内訳

①駐車券発行機	1台
②全自動料金精算機	1台
③カーゲート	2台
④ループコイル	4基
⑤オートホン	1台 (受注者資産)
⑥カメラ	1台 (受注者資産)
⑦満空表示灯	2台
⑧出庫警報灯	1台

## 2 料金徴収システム運用業務

## (1) コールセンター対応

利用者等からの機器のトラブル等に対する問い合わせの対応を行う。

## (2) 保守点検

機器の機能保持及び摩耗、故障に対する予防保全を図るため、機器に対する注油、清掃、異常の有無の点検、摩耗部分の修復及び部品の交換調整を行う。なお、部品は発注者の負担とする。

## (3) 故障修理

前項のほか機器の不具合発生により修理を要する場合は、発注者の依頼により速やかに係員を派遣し、これにあたるものとする。

## (4) 緊急出動

発注者及び利用者等から、機器の障害復旧の要請を受けた場合、速やかに係員を派遣し、これにあたるものとする。

## 西平畑公園駐車場トイレ清掃業務仕様書

1 業務委託名  
西平畑公園トイレ清掃業務委託

2 委託場所  
委託内容の場所と同じ

3 委託内容  
(1) ゴミ収集、トイレ清掃、公園清掃等

場 所	業務内容
西平畑公園駐車場 トイレA・B	駐車場内及びトイレのゴミ収集、 トイレ清掃

4 業務回数  
(1) ゴミ収集 週2回以上  
(2) トイレ清掃 週2回以上

◎繁忙期の「桜まつり」期間については、(1) (2) とも毎日。

## ※トイレA

(1) 構 造 木造カラーベスト葺き平屋建て A=14.90 m<sup>2</sup>  
(2) 内 容 男子トイレ (小便器2器・和式便器1器・洗面器1器)

## トイレB

(1) 構 造 軽量プレハブ平屋建て A=4.47 m<sup>2</sup>  
(2) 内 容 多目的トイレ (洋式便器1基・オストメイト1基・洗面器1基)

5 管理器具の貸与  
発注者は、前項の業務において、必要とする用具類を受注者に貸与するものとする。

6 業務開始  
(1) 受注者は、その日の業務を行う前に発注者に連絡し、業務を始めるものとする。  
(2) 業務終了後においても、同様に報告するものとする。

7 その他  
業務の執行にあたっては、発注者と受注者の担当者が十分な調整の上、執行するものとする。

西平畑公園電気保安業務仕様書

1. 自家用電気工作物の所在地

- (1) 事業場の名称 西平畑公園
- (2) 事業場の所在地 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2 9 6 4 番地 1

2. 自家用電気工作物の概要

- (1) 事業場の業種 厚生施設
- (2) 設備容量 1 7 5 キロボルトアンペア
- (3) 最大電力 1 2 0 キロワット
- (4) 受電電圧 6, 6 0 0 ボルト
- (5) 非常用予備発電装置・蓄電池装置 なし

3. 点検の回数

- (1) 月次点検 毎月 1 回
- (2) 年次点検 年 1 回



## 受水槽清掃業務仕様書

## 1 内容

(1) 清掃業務内容 次の水槽の洗浄清掃及び消毒と清掃後の水質検査を年1回行う。

水 槽	材 質	容 積 (m <sup>3</sup> )	備 考配水エリア
地上設置 (子どもの館 裏)	ステンレス	6.0	公園下部・子どもの館
地上設置 (子どもの館 裏)	F R P	6.0	ハーブ館・ガーデン

(2) 水槽の清掃が完了したときは、報告書を提出する。

## 1. 業務内容

### ①鉄道運行・管理

機関士	利用者の乗車を確認の上、鉄道の安全かつ円滑な運転に努めるものとする。また、運行時間の前後は、機関車及び客車の点検、走行準備、清掃、格納等の作業をすること。
車 掌	機関士と協調し、鉄道の安全かつ円滑な運行に努め、特に乗客の乗降指導、監視を行うものとする。
駅 長	利用者の誘導と安全確保に関すること。
出 札	利用者より、松田町公園条例に定める使用料を徴収する 徴収にあたっては正確かつ紛失、盗難等のないよう安全に取扱い、終業後、速やかに精算すること。 なお、使用料徴収は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び松田町予算決算会計規則（昭和 44 年規則第 8 号）第 48 条の規定に基づいて徴収事務を実施するものとする。
保守員	円滑な安全運行を確保するため、関係施設の保守点検を実施すること。運行後は、必ずバッテリーを充電すること。
その他	年間を通じて計画的な点検整備を行い、車輛、鉄道関連施設の保安管理に努め、不具合箇所の発見、調整、軽微な補修等を実施すること。
構 成	1 日の運行に係る人員の基本構成は、機関士 1 人、車掌 1 人、出札 1 人、保守員 1 人とする。

②軌道敷沿線の除草・草刈及び片付け、低木植木管理及び清掃作業、  
・線路から 1 m の区域

③予約（専用使用）運行受付・調整業務

## 2. 鉄道運行計画及び料金

- ① 受注者が、運行計画を策定し、町の承認を得るものとする。
- ② ふるさと鉄道利用料金は、条例で定められた範囲内とする。